

# 船橋市消費生活モニター実施要領

## (趣 旨)

第1条 この要領は、船橋市消費生活モニターに関する規則（以下「規則」という。）の施行について、必要な事項を定める。

## (選出基準)

第2条 船橋市消費生活モニター（以下「モニター」という。）は、幅広く、多くの消費者の声を消費者行政に反映させるため、応募者の中から市長が選出する。

## (委 嘱)

第3条 モニターは、市長が委嘱状（様式第1号）により委嘱するものとする。

2 モニターを委嘱したときは、モニターの証（様式第2号）を交付するものとする。ただし、紛失した場合は、モニター証再交付申請書（様式第3号）を紛失者に提出させた上で、事務局より再交付するものとする。

## (解 嘱)

第4条 市長は、モニターが次の各号のいずれかに該当したときは、委嘱を解くことができる。この場合において、解嘱の通知は行わない。

- (1) 市外に転出したとき。
- (2) 規則第5条に規定する職務の遂行が困難となったとき。
- (3) モニターが自己の都合で辞任を申し出たとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が必要があると認めたとき。

2 モニターは、前項第1号、第2号又は第3号の事由が生じたときは、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

## (報 償)

第5条 規則第6条に基づく報償額は、1回の参加につき1,200円とする。ただし、年度内に最大で12,000円を限度とし、翌年4月末日までに一括で支給するものとする。

2 前条第1項の規定により任期中途において職を解かれたモニターは、参加した回数分を支給するものとする。

## (身分保障)

第6条 職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定に準じて保障するものとする。

## (事務局)

第7条 モニターに関する事務は、経済部消費生活センターにおいて処理する。

## (その他)

第8条 その他、モニターに関する必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。